

赤穂市環境基本計画(案)

(令和2年度改定版)

【令和3年3月16日現在】

赤穂市

一目 次一

第1章 環境基本計画って何？	1
第1節 なぜこの計画を策定したのか？	
第2節 どのような計画なのか？	
第3節 どのようなことが背景にあるのか？	
第2章 どのような環境をめざすのか？	19
第1節 赤穂市がめざす環境の都市イメージ	
第2節 環境都市のイメージ実現のための基本目標	
第3章 目標を達成するために取り組むこと	24
第1節 最適消費と健全な循環のまち－環境への負荷の低減－	
第2節 脱炭素社会への探求と適応のまち－環境と成長の好循環－	
第3節 自然と共生するまち－生物多様性の維持－	
第4節 うるおいとやすらぎのあるまち－多様で節度ある快適さの確保－	
第5節 環境への取組を通じた活力のあるまち－環境と産業との融合－	
第6節 環境に配慮した人・社会のまち－みんなが環境に学び・ともに育む－	
第4章 重点的に取り組むこと	42
第1節 重点的に取り組むこととは？	
第2節 重点的に取り組むこと	
1 清流千種川のために－上流域との広域連携－	
2 企業との協創の関係づくり－澄んだ空・美しい夕日－	
3 ぶらり赤穂のまち－歩いて・自転車で楽しいまちづくり－	
4 足下からの地球温暖化対策－協働のライフスタイル－	
5 赤穂ゼロエミッショ－最少負荷のまちへ－	
第5章 計画を進めるために	50
1 計画の推進体制	
2 自律と協働による取組の展開	
3 計画の進行管理	
用語解説	54

第1章 環境基本計画って何？

第1節 なぜこの計画を策定したのか？

1 赤穂市の環境行政の取組

私たちのまち赤穂は、兵庫県南西部の岡山県との県境に位置し、市域の大半が比較的低いが起伏の激しい山地で占められ、市域を縦断する清流千種川の沖積作用によって形成された市南部の平野部が瀬戸内海に面しています。このような地勢から、人口および商工業が市南部に集積し、とりわけ臨海部に工業地帯があることから、公害の発生に関する自然的・社会的要因が根底にあり、さまざまな対策が行われてきました。

本市における環境行政への取組は、昭和30年代の重化学工業の発展を中心とした高度成長期を迎えて、産業公害に対して昭和46（1971）年に「赤穂市環境保全条例」を制定し、積極的に環境問題に対応してきました。その後、昭和60年代に入ると、環境に関する考え方の範囲やイメージは「都市環境の安全性」や「公害の防止」という枠から文化的・歴史的環境の保全、さらには文化性や美観的要素を兼備した都市環境づくりが求められるようになりました。これは、本市固有の自然・歴史・文化資源を活かした総合的・計画的な環境施策を進めることが必要となり、まちとしての望ましい環境像を明らかにし、いわゆる「赤穂らしさ」のあるまちづくりのガイドラインとなる「赤穂市環境管理計画」を平成元（1989）年度に策定しました。

さらに、環境基本法の制定および循環型社会形成推進基本法の制定ならびに「赤穂市総合計画（平成12（2000）年度策定）」の策定などを踏まえ、平成13（2001）年3月に「赤穂市環境基本条例」の全面改正を行いました。同時に、地域環境のあり方を明示し、環境に配慮した新たな行政の展開を図るために、平成13（2001）年3月には、「赤穂市環境管理計画」を全面改定し、新たに21世紀へのまちづくりの指針となる「赤穂市環境基本計画」を策定し、取組を進めてきました。

しかし、地球温暖化は当初の予想をはるかに上回る進行をみせ、気候変動も既に顕在化し、一刻の猶予もならない状況となっています。世界では、平成27（2015）年に「パリ協定」が採択され、産業革命前からの平均気温の上昇を2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力を追求すること、また今世紀後半に温室効果ガスを実質ゼロまで下げるゼロ排出目標を掲げ、経済界でも脱炭素化に向けた取組が始まっています。また、環境課題がますます複雑・多様化する中で、「誰一人取り残さない」をスローガンに、令和12（2030）年までの国際社会全体の目標としてSDGsが掲げられました。これらの考え方を踏まえ、「地域循環共生圏」の取組もスタートしつつあります。

このような背景を踏まえ、本市においても、「赤穂市環境基本計画」の目標年次を迎えることから、改定を行いました。

2 計画策定の趣旨

本市では、従来からの公害対策とともに「赤穂市環境管理計画」に基づき自然環境の保全や魅力ある都市景観づくりなどに取り組み比較的良好な環境質を維持してきましたが、一方、本市を取りまく社会情勢をみると、社会の成熟が進む中で、環境問題はこれまで以上に複雑化し、産業活動のみならず、市民生活などから発生する環境負荷も大きくなってきており、地域だけの問題から地球温暖化など人類そのものの生存基盤を脅かす地球規模での環境問題へと発展してきています。

また、顕在化しつつある気候変動の問題や生物多様性の減少、資源の大量消費・大量廃棄、化学物質リスクなどの環境に関する課題だけでなく、人口減少・少子高齢化やコミュニティの衰退などの社会に関する課題、地域経済の疲弊などに関する経済に関する課題も絡み合い、それらの諸問題が複雑に影響しあっており、環境・社会・経済を統合的に向上させていくことが求められています。

これらの課題解決に向けて、利便性を過度に優先した社会経済活動やライフスタイルの見直しなど、地域レベルでの対応が求められています。

このような背景から、本市においても、環境への負荷の低減に向けた行動を実践し、持続可能な環境保全型・循環型社会の構築を目指し、赤穂にふさわしい地域レベルからの取組を行う責務を担っています。

これらのことから、この計画は、地域環境のあり方を明示し、環境に配慮した新たな施策の展開を図るために、本市の自然的、社会的条件に応じた施策を体系化し、さまざまな施策手法を有機的に組み合わせるとともに、市民・事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働により、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化（Evolution）するための21世紀のまちづくりの指針として策定するものです。

また、本市では、地球温暖化対策実行計画を作成し、取組を進めてきましたが、気候変動対策は環境施策の大きな柱であることから、本計画の気候変動対策を地球温暖化対策実行計画として位置づけます。

第2節 どのような計画なのか？

1 どのような視点で考えているのか？

この計画の策定に当たっては、本市の環境基本条例の目的に則り、環境問題をめぐる社会情勢などから次に示す5つの視点に基づき策定します。

① 総合性

今日の環境上の問題は、地域レベルから地球規模にまで及ぶ問題です。また、従来の事業活動のみによる原因から、日常生活までが原因となっています。

そのため、これまでのように公害対策のような課題への個別対応から、抜本的な取組への転換が必要であり、環境づくりに関連する総合的・計画的な展開が求められています。

② 持続可能な環境づくり－世代間の公平性の確保－

環境は、私たち今を生きる世代だけのものではなく、将来の世代も等しくその恵みを享受すべきものです。

しかし、今日の環境問題は、将来の世代の環境にまで大きな影響を与えるものとなっています。

そのため、本計画では、将来の世代の立場に立った、長期展望に立つ持続的発展が可能な環境づくりに向けた基本方向を示すことが求められています。

③ すべての主体の自律・協働－主体間の公平性の確保－

今日のライフスタイルそのものが環境問題の原因・要因となっていますが、その解決のためにはライフスタイルの見直しなど、すべての主体の参加による環境に配慮した行動を実践する必要があります。また、環境配慮型社会の構築のためには、主体間の自律・協働が必須条件となりつつあります。

そのため、本計画では、市民・事業者・市などすべての主体の参加と自律・協働のもとでの環境づくりの方向性を示すことが求められています。

④ 生物多様性の維持・向上－生命間の公平性の確保－

私たちの生活は、自然環境の資源の恵みを受けて成り立っています。

しかし、これまでの私たちは、これら資源は無限のものとして利用してきましたが、今日に至り、ようやく資源は有限であるとの認識に立つことができ、将来の世代のためにも自然と人との共生に目覚めつつあります。

また、自然の摂理に反した人為的影響で生物種を絶滅に追い込むことは、生態系によって支えられている私たち人類の存在基盤を弱体化させるとともに、環境倫理的にも許されることではありません。

このため、本計画では、私たち人間の都合ばかりを優先するのではなく、自然との共生を図り、他の生物の立場も考え、生物多様性の維持・向上に取り組むための基本方向を示すことが求められています。

⑤ 地域内循環と地域間連携の推進－地域間の公平性の確保－

環境から受ける資源などの恵みや環境へ与える廃棄物などの負荷について、地域間の関わりは以前に比べ広がりを持ち、結果として環境問題を引き起こしたり、問題を複雑にしています。

このため、本計画では、地域がその資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域特性に応じて、地域間で適正な規模で連携し合うことが求められています。

2 計画の役割は?

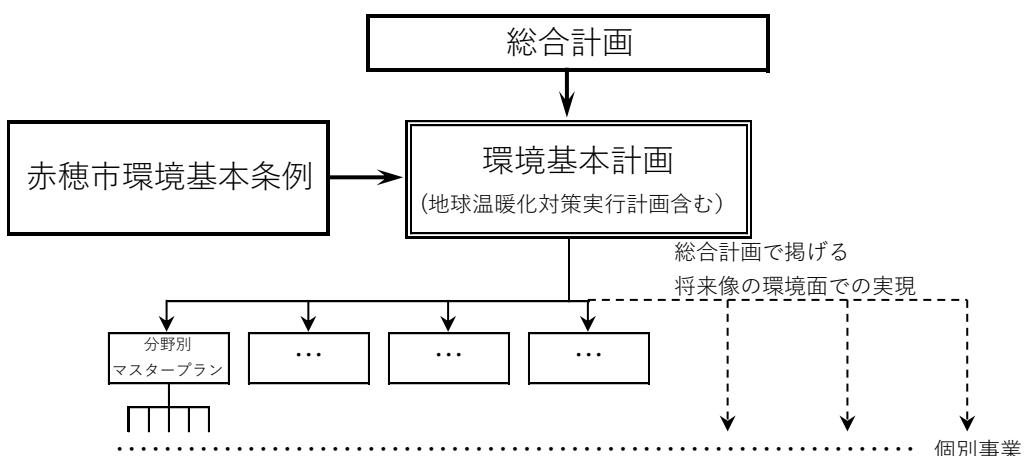
この計画は「赤穂市環境保全基本条例」に位置づけられた環境行政の基本方針を示すものであり「2030 赤穂市総合計画」（以下、「総合計画」という。）に示す将来像の実現に向けた本市の環境行政の基本的指針としての性格を有するものです。

また、この計画は、総合計画に描かれたまちづくりの基本理念や将来像を環境面から実現するものであり、その役割は次のとおりです。

なお、本計画に、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定されている、温室効果ガスの排出の量の削減ならびに吸収作用の保全および強化のための措置に関する計画「地方公共団体実行計画（地球温暖化対策実行計画）（事務事業編および区域施策編）」を組み込むものとします。

- ① 中長期的観点から環境の都市イメージを実現するための総合的かつ計画的に施策を推進するための計画
- ② 行政における各種事業計画と環境面での整合性・連携が図られるべき計画
- ③ すべての主体が果たすべき役割を示すとともに、良好な環境づくりを自律・協働により進めるための基本的方向を示す計画

<参考>計画の位置づけ



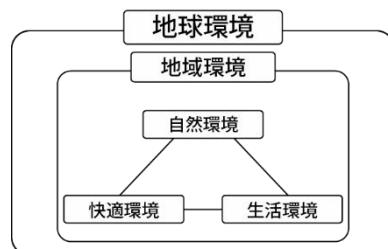
3 何を対象にしているのか？

この計画の対象とする環境の範囲は、次に示す表のとおりです。

対象とする環境の範囲

生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壤、廃棄物、化学物質 など
自然環境	多様な生態系（田畠、森林、水辺、生物など）、地形、地質 など
快適環境	良好な景観、自然とのふれあい、歴史・文化資源 など
地球環境	地球温暖化、海洋汚染、気候変動影響 など

環境の概念



4 誰を対象にしているのか？

この計画は、市、市民、事業者、来訪者*を対象とします。

*来訪者：観光などで赤穂市に来訪・滞在する人も、市域で何らかの環境への負荷を与えると考えられることから市民と見なし対象にします。

5 計画の対象地域は？

この計画の対象地域は赤穂市全域とします。

また、広域的な環境の保全と創造への貢献を視野に入れたものとします。

6 計画の期間は？

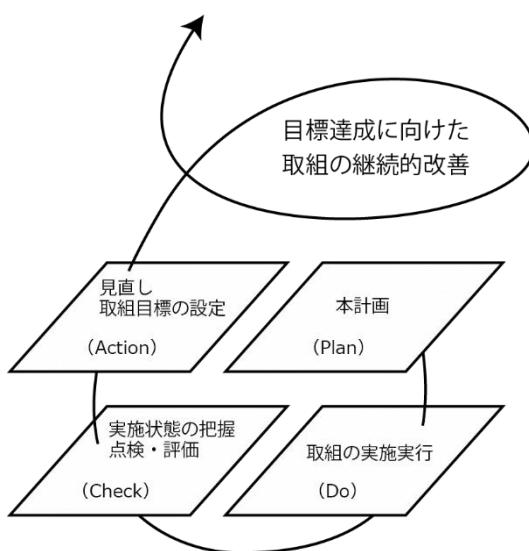
計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までとします。

また、社会情勢の変化・計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図ります。

7 どうやって進めていくのか？

この計画は、進捗状況を毎年点検し、目標の達成に向け取組内容を改善するなど、PDCA（Plan（本計画）－Do（取組の実施）－Check（点検・評価）－Action（取組の見直し）の仕組みを確立し、着実に進めていきます。進捗状況の点検・評価は、取組や環境の状況を示す指標によって行います。また、定量的な目標は、関連する分野別計画に基づいたものとします。

計画推進(PDCA)の全体フロー



8 誰がどのような責任を負うのか？

① 市の役割

- 市は、この計画で掲げる目標の実現に向けて環境に配慮した施策を推進します。
- 市は、情報提供など市民・事業者の自主的な取組を支援するとともに、市民・事業者との協働を推進します。
- 市は、事業の実施主体であるが、消費者としての一面もあるため、環境に配慮した行動を積極的に実践します。
- 地球環境問題などに取り組むため、国・県などと連携し、広域的な環境の保全に取り組みます。

② 事業者の役割

- 事業活動は環境に対しさまざまな環境への負荷を与えていています。そのため、自主的に環境への負荷の低減に取り組みます。
- 企業市民として、地域の環境保全に努めるとともに、地域の環境づくりに積極的に参加します。

③ 市民の役割*

- 市民は、エネルギーの消費・廃棄物の発生など自らの生活と環境との関わりについて認識を深め、ライフスタイルを環境に配慮するよう努めます。
- 市民全員がライフスタイルの転換・改善を実践してはじめて効果が表れます。そのため、一人ひとりが環境への負荷の低減を担う責任者であることを自覚し、活動を展開します。
- 自分たちの住む地域を良くするため、環境づくりに積極的に参加します。

*市民：市域外の人が、通勤・通学者、観光客などとして赤穂市を訪れた場合も「市民」としての役割を担うものと考えます。

第3節 どのようなことが背景にあるのか？

1 環境問題をめぐる社会情勢

(1) 社会潮流

環境に関連があると考えられる社会潮流としては、主に次のようなものがあげられます。

① グローバル化が進展し、そのリスクが露呈しています。

地球環境問題の顕在化をはじめ、情報化などの進展により、地球全体の一体化が進んでいます。一方、新型コロナウィルス感染拡大を契機に、サプライチェーンの断絶など過度なグローバル化のリスクも露呈するとともに、地域経済循環の重要性も改めて認識されています。

② 人口減少・高齢社会が本格化しています。

出生数の減少と、高齢者数の増大により、日本は世界に類を見ない高齢社会に突入しています。高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は、今後も上昇することが見込まれています。また日本の人口は平成20（2008）年をピークに減少しており、この傾向は長期に続くと推計されています。

③ 財政赤字が深刻化しています。

少子高齢化の進行に伴う、社会保障関係費の増加や税収の減少、地方財源の悪化などにより、財政赤字が深刻化しています。特に社会保障関係費は、今後ますます増加すると懸念されています。

④ ICT、IoT の普及、価値観の多様化などにより、ビジネススタイルやライフスタイルが多様化しつつあります。

近年の人口移動では、就職・就学や利便性を求め、地方から都市圏、特に東京への転入超過が続いていましたが、ICTやIoTの普及、新型コロナウィルス感染拡大をきっかけに、令和2（2020）年5月には転出超過に転じています。地方では、出生率低下に加え、若者の転出により、人口減少・少子高齢化が依然として深刻であり、過疎化の進展や限界集落と呼ばれる地域も増加する一方、新たなビジネススタイルやライフスタイルを求めて、地方へ移住をする流れも生まれつつあります。

⑤ 全国各地で地域活性化や持続可能な地域づくりに取り組んでいます。

地方で過疎化が深刻化する中、全国各地の自治体では、地域の特長を活かして、地域の課題解決に取り組む動きが盛んになっています。

⑥ 気候変動の影響により、自然災害への懸念が高まっています。

地球温暖化による気候変動により、ゲリラ豪雨や土砂災害など、自然災害が頻繁化し、防災の重要性が高まっています。行政の講じる防災対策による公助だけでなく、地域コミュニティによる共助や、各個人の自助による防災対応を促進していくことが大切です。

⑦ 世界、経済界が脱炭素社会へ転換しています。

パリ協定採択を契機に、EUでは令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするという目標達成に向けた環境政策の全体像が示されています。

また、脱炭素化に向けた取組（RE100や再エネ100宣言RE Actionなど）がスタートしており、国・県においても令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが表明され、事業者、市民も取組が必要となりました。

長期的に目指す方向性を示しながら、地域でできることを一步ずつ進めていくことが求められています。

⑧ グリーンリカバリーの促進の必要性が高まっています。

欧洲をはじめとして、新型コロナウィルス感染拡大による経済不況からの回復のための経済対策は、従来型の短期的な経済回復ではなく、将来がより持続可能で復元力があるとともに、脱炭素社会への移行と転換の実現に寄与するものでなくてはならないという方針が示されています。

(2) 環境問題に係る社会情勢

環境問題に関連があると考えられる社会情勢としては、主に次のようなものがあげられます。

① 地球規模の環境問題が深刻化しています。

地球温暖化、気候変動影響、資源の枯渇、生物多様性の損失、海洋マイクロプラスチック問題など、地球規模での環境問題が深刻な様相を帯び、国際的に協力して取り組むことが急務となっています。

② 脱炭素・循環型・自然共生社会へ移行することが求められています。

地球温暖化が深刻化し、社会全体で脱炭素・循環型・自然共生社会へ移行することが、求められています。市民、企業、行政など、地域におけるすべての主体が互いに連携し、適切なごみ処理による資源循環や環境に配慮した持続的な経済活動を行うことが大切です。

特に、平成 23（2011）年の東日本大震災以降、国はリスク管理のあり方とともに、電力の自由化などエネルギー政策のあり方の変革、家庭向けの電力自由化、RE100などの動き、令和 32（2050）年までに脱炭素化社会の実現を目指すことが表明されるなど、エネルギー選択の動きや脱炭素化への転換の必要性が求められています。

③ 環境に配慮した持続的な経済活動が求められています。

平成 24（2012）年閣議決定された日本再生戦略でグリーン成長戦略が最重要戦略に位置づけられるなど、環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組が行われつつあります。環境負荷を減らす技術開発や環境関連産業、環境に配慮した事業活動に、社会全体で取り組んでいく必要があります。また、世界では、ESG 投資の流れが加速化しており、環境への負荷が少ないことが経済活動の一つの条件となりつつあります。

④ 生物多様性の消失が加速しています。

地球温暖化による気候変動の影響などにより、絶滅危惧種が増加するなど生物多様性の消失が加速しています。生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催や、生物多様性保全活動促進法制定など、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた一層の取組が必要です。

⑤ 環境教育・環境学習が重要視されています。

複雑・多様化する環境問題に対応していくためには、一人ひとりが人と環境との関わりについて理解と認識を深め、日常生活や経済活動の中で環境に配慮した生活・行動を心がけることが大切です。平成 23（2011）年に環境教育等促進法が制定され、また平成 26（2014）年に日本で持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議が開催されるなど、世界規模で環境問題の解決に向けた環境学習の推進が取り組まれています。

2 赤穂市の広域的・地球的規模の環境との関わり

(1) 大気環境

大気環境に関しては、以下のように関わっていると考えられます。

① 目立った汚染が見られない大気質の恵み

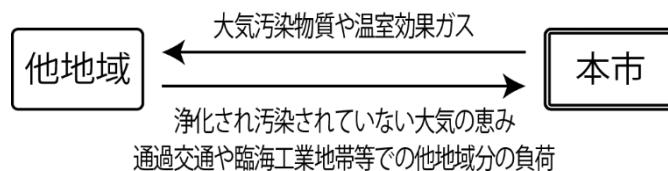
本市が大気環境から受ける恵みとしては、目立った汚染が見られない大気質がありますが、これは、各種公害対策とともに、窒素酸化物などの大気汚染物質や二酸化炭素などの温室効果ガスが市域内だけでなく市域外の森林などによっても浄化、吸収・固定されたためであるものと考えられます。

② 他地域への負荷と他地域分の負荷

本市が大気環境へ与える負荷としては、窒素酸化物などの大気汚染物質や二酸化炭素などの温室効果ガスがありますが、これらのすべてが市域内の森林などで浄化、吸収・固定されているわけではないため、他都市と同様その一部は市域外の他地域へも負荷を与えていることになっているものと考えられます。

一方、本市は、広域幹線道路や臨海工業地帯などが所在するため、市域から大量の窒素酸化物や二酸化炭素を排出する結果となっていますが、これは自動車の通過交通や他地域でも消費されるエネルギー供給などに起因するものもあるため、他地域分の負荷を本市の環境が受けているとも考えられます。

なお、赤穂市全体の温室効果ガス排出量はCO₂換算で約316万t-CO₂/yr(令和元(2019)年度)となっています。うち、CO₂のみの排出量は約313万t-CO₂/yrです。





※各部門の排出量は四捨五入しているため、総排出量とは一致しない場合があります。

(出典：赤穂の環境 第51号)

(2) 水環境

水環境に関しては、以下のように関わっていると考えられます。

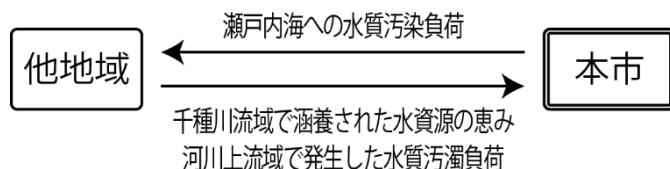
① 千種川流域で涵養された水資源の恵み

本市が水環境から受ける恵みとして上水、農業用水などの水資源がありますが、その水源としては、河川、地下水、ため池などがあります。このうち現在本市の上水道は、千種川の表流水および地下水を水源とし、恵みのすべてを、千種川の上流域の森林で涵養されたものを受けているものと考えられます。

② 上流域からの負荷と播磨灘・瀬戸内海への負荷

本市が水環境へ与える負荷としては、生活排水や工場・事業場排水などによる水質汚濁物質がありますが、これらの大半は最終的に瀬戸内海への負荷となっています。

一方、他地域の負荷を本市の環境が受けているものとしては、河川上流域で発生した水質汚濁負荷の影響を本市の河川および水資源の水質が受けていることがあげられます。



(3) 廃棄物

廃棄物に関しては、以下のように関わっていると考えられます。

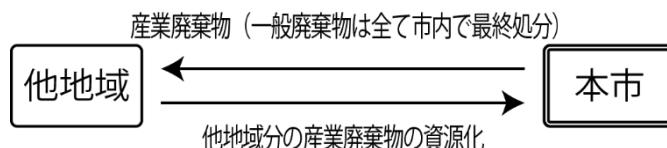
① 一般廃棄物はすべて市内で最終処分

本市が環境へ与える負荷の一つとして廃棄物の最終処分地がありますが、一般廃棄物については、最終処分量は約 2,009t（令和元（2019）年度、発生量の約 12%）で、そのすべてが周世地区の不燃物最終処分場施設（埋立許可容量 227,500 m³）に埋立処分されています。

② 産業廃棄物について、トータルで見ると受入が超過

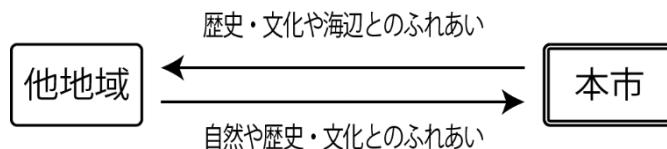
産業廃棄物については、主要工場の排出量が約 3 万トンであり、そのうち市内処分率は総排出量の 19%（令和元（2019）年度）で、81%が市域外への負荷となっています。

一方、臨海部に産業廃棄物を原料および燃料として資源化している事業所が立地していることから、産業廃棄物については他地域の分も資源化・処理しています。



(4) 快適環境－自然や歴史・文化とのふれあいにおける相互提供－

快適環境に関しては、赤穂城・義士関連の観光客や海水浴・キャンプ客のように、他地域の住民へ本市が歴史・文化や海辺とのふれあいに関する恵みを提供している一方、本市市民が他地域において自然とのふれあいに関する恵みを享受していることも考えられます。



3 赤穂市の特性

(1) 成り立ちー古くから自立ー

気候温暖な赤穂の地で人々が生活を営むようになったのは、縄文時代です。市域北部からは、縄文時代以降の遺跡が多く発見され、赤穂に多数の集落があったことを物語っています。

また江戸時代の文献に「日本第一」と評されるほど名を轟かせた製塩の歴史は、弥生時代にまで遡ります。

15世紀に入ると、現在の市街地の一角に「加里屋古城」が築かれて城下町の第一歩を踏み出し、江戸時代以降は塩田開発とそれを源とする地域産業の発達など、豊かな環境の恵みを生かすことで発展してきました。

近年では、赤穂の発展の礎となった塩田跡地において工業振興策を進めるとともに、恵まれた自然環境・歴史的環境を活かした良好な都市環境を形成してきました。

平成28（2016）年8月には、国立研究開発法人産業技術総合研究所により、赤穂市の地形がカルデラ地形であったことが判明したと発表され、「赤穂コールドロン」と命名されました。赤穂コールドロンは、赤穂市周辺に約8,300～8,200万年前の巨大噴火により生じたカルデラで、現在、カルデラ地形は浸食により失われており、火山体の下部構造（コールドロン）が露出しています。市内には鉱山が設けられたこともありましたが、それは火山活動により金やろう石鉱床ができたものとわかりました。

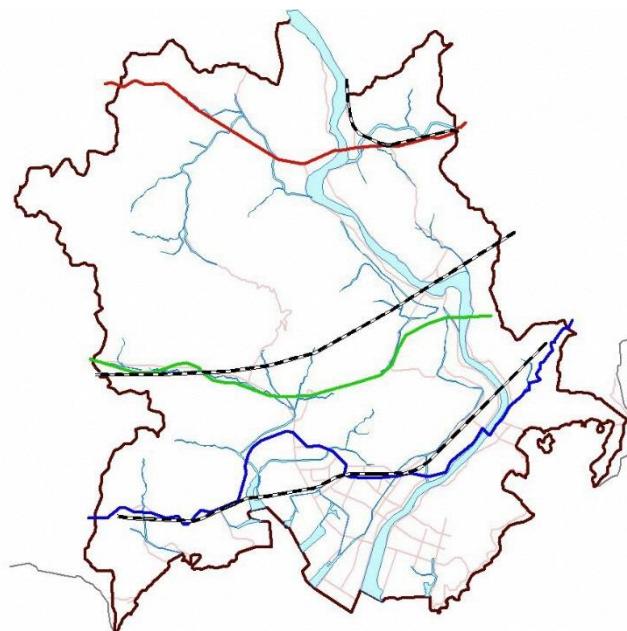


(2) 都市環境の基盤づくり

本市の地勢条件として、背後三方を山で囲まれた地形であることから、臨海部に位置する工業地帯からの大気汚染物質による市域への環境負荷の影響が懸念されてきましたが、早くから環境保全条例の制定、事業所との環境保全協定の締結をはじめ、環境管理計画の策定など環境保全対策に取り組んできたことや公共下水道の整備や住工分離の緩衝緑地帯を設置するなど環境への負荷の低減に寄与する都市基盤整備が進められていることなどから、大気環境、水環境などの各種環境質は比較的良好な状態を保っています。

また、歴史的資源が豊富で、都市景観形成地区などの指定を行い、良好な都市景観の保全・創造に努め、また、緩衝緑地を兼ねた赤穂城周辺の公園整備、河川や海辺などの親水空間整備などうるおいやすらぎを増進する都市基盤整備も進んでいます。

また、清流千種川、里山・農地、ため池などの多様な自然環境資源を擁し、水と緑につつまれた都市環境が形成されており、「2030 赤穂市総合計画」策定に係る赤穂市全世帯市民アンケート調査結果においても、「赤穂市の誇れる魅力」として「瀬戸内海や千種川などの自然環境」が最も多い回答となっており、「『子どもに伝え、残したい将来の赤穂市』に希望する都市像」として「豊かな自然を活かした自然環境都市」が3番目に多い回答となっています。



4 環境先進市として持続可能なより一層高い次元を目指して

本市の都市基盤は、都市環境と自然環境とが調和したものとなっています。

しかし、環境への負荷を低減し、環境資源の循環を適正なものとするためには、これまで取り組んできた、環境行政の指針となる赤穂市環境管理計画の策定、環境行政による景観施策の推進、塩田跡地への工場立地誘導に見られる先進的な環境づくりを踏まえ、環境先進市としてより一層高い次元を目標とすることが望されます。

(1) 負荷の低減および恵みの増進に向けた都市活動の見直しについて

かつて自然エネルギーである太陽の恵みを受けて塩の生産を行ってきたように、環境資源の適正な循環を行い、環境への負荷をより一層低減するためには、事業活動の見直しだけならず、日常生活のあり方そのものも見直す必要があります。

特に臨海工業地帯は、さまざまな資源をもとに製品を生産し各地域へ出荷するとともに、さまざまな副産物も生み出しています。環境産業を育成し、副産物の再資源化など物質循環の要としての機能を担うなど本市が物質循環の健全化に寄与する都市として貢献することが望されます。

また、環境からの恵みの増進についても、緑化や里山の保全など、市民・事業者・市が協働した取組や、自然環境や本市の文化・環境と連動した水産業や農業の振興のための取組を進めます。また、塩田によって古くから貨幣経済が発達したことや自立性の高い都市圏などの背景を活かした循環型社会形成に向けた仕組みづくりについても検討を進めます。

(2) 負荷の低減および恵みの増進に向けた基盤の整備について

一方、環境への負荷の低減および環境からの恵みの増進に寄与する都市基盤整備に関しては、公共下水道など発生した負荷を低減する基盤の整備とともに、自動車交通の適正な利用の促進や自然エネルギーの活用など、環境への負荷の発生を未然に防ぐ基盤の整備を図る必要があります。特に、過去に見られた塩田の発達は、本市が太陽光という自然エネルギーの享受が豊かな地域であることを如実に物語っており、この自然の恵みを新たな形で活用し、地球温暖化の防止など地球環境問題の改善に向け、地域から取り組む必要性があります。

また、子どもたちや高齢者への配慮などにより質的充実に重点をおいた環境整備や、里山・農地・ため池などを活用した生物のためのビオトープの保全・創出など、よりその視点を高次化するとともに、基盤相互のネットワーク化を図り、恵みの増進をより効果的にする必要があります。

(3) 持続的な取組を支える人づくり・主体間の自律・協働について

最後に、これらさまざまな取組を将来にわたって永続的に支えるものとして重要なことは、市民・事業者・市がそれぞれに自律・協働するための仕組みづくりです。

そのためには、一人ひとりが環境保全に関するリーダーになるべく、環境学習をライフワークとすることが望まれます。

また、これまで個々に取組を行ってきた地域団体・市民組織がそれぞれ協力・連携して地域づくりを進めることができるネットワークづくりおよび環境に関するノウハウを持った人材やグループなどを登録し、環境学習の場で活躍してもらう制度づくりが必要となっています。

第2章 どのような環境をめざすのか？

第1節 赤穂市がめざす環境の都市イメージ

『環境進化都市・赤穂』

～自律した市民・事業者・市がともに環境づくりに取り組むまち～

赤穂市は、塩田開発やそれを源とする地域産業の発達などにみられるように、豊かな環境の恵みを活かすことにより発展してきました。近年の環境の動向についても、比較的良好な環境を維持しています。

しかしながら、近年の社会情勢をみると、グローバル化の進展や物質的欲求や快適さを追求する大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動からの転換はできておらず、地球温暖化など地球環境問題が生じ、その影響が顕在化し、人類そのものの生存基盤が脅かされています。こうしたことを認識し、価値観やライフスタイル、ビジネススタイルの見直しなど、自分でできる身近なことから行動していく地球市民としての対応が求められています。さらに、まちづくりにおける市民・事業者・市など主体間のより一層の協働・連携も求められています。

また、新型コロナウィルス感染拡大による事業活動・生活への影響は、サプライチェーンの断絶など過度なグローバル化のリスクを露呈し、地域経済循環の重要性が改めて認識される機会となりました。

こうした状況のなか、赤穂市では、従来からの公害対策とともに、自然環境の保全や市街地の緑化、親水空間の創出などに取り組んできましたが、今後は、総合計画で掲げる「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる活力のあるまち」を目指し、これらの取組をより効果的に進めるとともに、これまでに進めてきたような先進的な環境づくりを進めていくことが望まれています。

これらのことから、この計画では、21世紀の100年、市民・事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働のもと、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化(Evolution)する都市を目指します。また、SDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)の視点を取り入れ、施策を推進していきます。

SDGs 17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



環境基本計画に関連する主な目標



(出典：国際連合広報センター)

第2節 環境都市のイメージ実現のための基本目標

1 最適消費と健全な循環のまち－環境への負荷の低減－

- 現在、大気質、水質など本市の環境はほぼ良好な状態を保っていますが、健康な生活を確保するためには、大気質や水質をより一層良い状態にすることが求められています。また、臨海工業地帯をはじめ多様な産業が市内に立地していることから、活発な都市活動が営まれており、他の都市と同様、環境への負荷や環境からの恵みに関して市域外ともやりとりしています。
- 本市では、これまで環境保全協定などを通じて工場・事業場などからの環境への負荷の低減などに積極的に取り組んできました。
しかし、地球規模でみると、環境に関する課題は依然として解決されておらず、これらの解決のためには、地域レベルからの取組が急務となっています。
- このため、環境への負荷の低減に向け、利便性を過度に優先した消費をやめるなど消費を最適にするとともに、大気環境、水環境、土壤環境への負荷が自然の物質循環を損なわないよう物質循環が健全なまちを目指します。

2 脱炭素社会への探求と適応のまち－環境と成長の好循環－

- 全世界の目標として、平均気温の上昇を産業革命前と比較して 2°C より十分低く保ち、1.5°C に抑える努力を追求することが求められています。また、長期的には脱炭素化の社会実現に向けた転換へ舵が切られています。
- 国内でも、2020 年版の環境白書には気候変動が「気候危機」と表現されるとともに、令和 2 (2020) 年 10 月には、「令和 32 (2050) 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。
- 気候変動による影響は顕在化しつつある中で、市内でも、瀬戸内海の水温上昇による牡蠣養殖はじめ水産業への影響、豪雨などによる自然災害の増加、熱中症増加、感染症リスク増大などが懸念されるところです。また、どれだけ緩和策（温室効果ガス削減）に取り組んだとしても、気温上昇することが予測されており、これらの気候変動に適応していくことが今後求められています。市民・事業者・市の課題認識と相互の連携が必要となっています。
- 脱炭素化への道筋はこれまでの延長線上にはいかず、困難な道のりですが、長期的な脱炭素化社会に向けて、ライフスタイルやビジネススタイルの転換の道筋を探るとともに、気候変動への影響に備え、引き続きこの地で暮らし続けることができる環境と成長の好循環のまちを目指します。

3 自然と共生するまち－生物多様性の維持－

- 本市は、臨海部の工業地帯や中心市街地を除くと、周辺は山地・丘陵が連なり、郊外部の里山・農地、千種川などの河川・ため池・水路などの水辺、御崎地区などの自然海岸など多様な自然を有しています。

しかしながら、近年、環境の改変や里山の管理低下などにより、ハマウツボのように以前は身近に生息していた動植物があまり見られなくなるなど、その生物多様性は徐々に低下しています。

また、他種の移入による純粋なノジギクの減少やため池などの水辺においてブラックバスなどの外来種が急激に分布を広げていることに代表されるように、生態系のバランスが崩されるなどの影響が生じています。

- 身近な自然の状況を把握するとともに、ビオトープすなわち多様な生物の生息環境を保全・創出するなど、生物多様性の維持に向けた自然と共生するまちづくりを進めます。

4 うるおいとやすらぎのあるまち－多様で節度ある快適さの確保－

- 本市には、清流千種川をはじめ、瀬戸内の海辺、緑豊かな山々、赤穂城周辺や坂越のまちなみなど、快適さを提供する多様な環境資源が身近にあります。

- 社会の成熟化が進み、物質的な満足だけでなく、水辺や緑などの身近な環境とのふれあいなど心の豊かさが感じられる環境づくりが求められるなか、本市においては、公園・緑地の計画的な配置や景観形成地区などの指定を進めてきました。

しかし、少子高齢社会の到来を迎えるにあたり、子どもたちや高齢者への配慮など、より質的充実に重点を置いた環境づくりが求められています。

- こうしたことから、今後はさらに多様な環境資源相互のネットワーク化を図るとともに、高齢者や障がいのある人、子どもたちなどあらゆる人のためにユニバーサル社会づくりを推進し、うるおいとやすらぎのあるまちを目指します。

5 環境への取組を通じた活力のあるまち－環境と産業との融合－

- 本市では、臨海工業地帯において多様な事業活動が営まれています。
また、本市における歴史・文化を活かした観光や自然を活かしたアウトドアは、環境の魅力を活かした産業といえます。
一方、農業などは、産業活動そのものが農地という環境の維持に貢献しています。
- 今日の環境問題を解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動そのものの見直しが必要となっています。
こうしたなか、本市においては、臨海部へ工場・事業場などが立地する際に、環境について最大限の配慮を進めてきました。また、一部の企業において環境マネジメントシステムの導入や産業廃棄物の資源化、さらには脱炭素化社会に向けたカーボンリスクへの対応など、事業活動に伴う環境への負荷の低減や物質循環に貢献する事業活動などが取り組まれつつあります。
- こうしたことから、本市の環境の魅力を産業に活かすとともに、資源・エネルギー問題や地球温暖化問題に対しても持続可能な産業を育成し、環境と産業とが融合し、相乗効果を生み出すようなまちを目指します。

6 環境に配慮した人・社会のまち－みんなが環境に学び・ともに育む－

- 地域における自動車公害やごみ問題などの都市・生活型公害とともに、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模の環境問題など、今日の環境問題の特徴は、便利さを過度に追求した大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動そのものが原因であり、一般市民も含めた社会の構成員すべてが加害者であり被害者でもあります。
したがって、こうした状況を解決するためには、市民・事業者・市などすべての主体が、社会経済活動のあり方を環境にやさしいものへと転換するため、ライフスタイルやビジネススタイルなど各自のふるまい方を見直していくことが必要です。
- 事業者についても、ISO14000 シリーズなどの環境マネジメントシステムの導入やCSR レポートの発行などが進められるなど、環境に関する自主的な取組が進められています。また、ESG 投資の活発化の流れや社会的責任から競争力強化のための取組へ進展しています。
- このため、環境学習や各主体間の協働がより一層促進される仕組みづくりなどを通じて、自律した人・社会が環境について学び、ともに育むまちを目指します。

第3章 目標を達成するために取り組むこと

『環境進化都市・赤穂』を実現するためには、6つの基本目標に沿って取組を進めていきます。

第1節 最適消費と健全な循環のまち

－環境への負荷の低減－

人口減少や高齢化の進展により、生産活動や消費生活の拡大は一定のピークを迎えましたが、大気環境や廃棄物など一部の環境への負荷は下げ止まり状態にあります。

このため、環境への負荷のさらなる低減に向け、利便性を過度に優先した消費をやめるなど消費を最適にするとともに、物質循環が健全なまちを目指し、以下のとおり取り組みます。

1 地域環境への負荷を減らす

(1) 大気環境への負荷を減らす

① 工場・事業場などからの汚染物質を減らす

- 工場・事業場などからの汚染物質を減らすため、法令などに基づく規制・指導を徹底するとともに、工場・事業場などが環境保全対策について自主的に管理するよう誘導します。
- 大気環境への負荷の低減に向け、今後も引き続き必要に応じて環境保全協定を見直します。

② 自動車からの汚染物質を減らす

- PHV や EV などの低公害車の普及・導入を促します。
- 徒歩や自転車利用の促進、公共交通機関への転換など、できるだけ自動車に頼らない生活や事業活動を開拓するよう啓発します。
- 自動車の運転に際し、環境にやさしいエコドライブやアイドリングストップを徹底するよう普及・啓発します。
- 沿道の緩衝緑地などの保全に努めます。

(2) 水環境への負荷を減らす

① 汚濁物質の発生を減らす

- 工場・事業場などからの水質汚濁を減らすため、法令などに基づく規制・指導を徹底するとともに、環境保全対策について自主的に管理するよう誘導します。
- 水環境への負荷低減に向け、今後も引き続き必要に応じて環境保全協定を見直します。
- 生活排水からの水質汚濁を減らすため、公共下水道計画区域外における合併浄化槽の普及推進を図るとともに、下水処理場における水質高度処理の研究を促します。

② 水循環を健全にする

- 水涵養力を向上するため、法令に基づき引き続き緑地の保全を推進するとともに、山林緑化や里山の保全に努めます。
- 地下水の涵養^{かんよう}を図るため、透水性舗装や雨水浸透ますの普及など、雨水の地下浸透を促します。
- 「赤穂市水道水源保護条例」を適切に運用し、水道の取水に係る地域の保全涵養を図り、水質の汚濁及び水源の枯渇を防止します。
- 雨水貯留タンクの設置費用を助成するなど、雨水の流出抑制と利用を促します。
- 本市は千種川の下流域に位置していることから、良好な水質・水量を維持するための方策について、千種川流域環境保全協議会などを通じた上流域の自治体との連携を図ります。
- 工場・事業場などの処理水・排水の有効利用を促します。
- 千種川の環境への影響を減らすため、水道水の効率的利用を進めます。

(3) 土壤を大切にする

- 開発など造成時における表土の再利用など土壤の保全を図ります。
- 健全な土壤養育のため、緑化を推進するとともに、有機肥料や農薬の適正な使用を啓発します。
- 土壤および地下水の汚染を防止するため、有害化学物質の使用や保管方法について指導します。

(4) 化学物質によるリスクを減らす

- 環境汚染の未然防止のため、人への健康や生態系への影響など環境リスクをもたらす化学物質についての調査・研究を進めます。
- 有害化学物質の発生する可能性の高い野焼きについては、法令などに基づく規制・指導を徹底するとともに、野焼き防止の普及・啓発を進めます。
- 工場・事業場などからの化学物質によるリスクを減らすため、PRTR 制度の趣旨に基づき自主管理の徹底を図るよう指導します。

(5) 廃棄物に関する循環を健全にする

① 一般廃棄物

- 環境に配慮した最適な消費や廃棄物の減量、リサイクルなど 3R に関する情報の提供や普及・啓発を図ります。
- ごみの減量に関するリーダーの育成など、市民との協働によるごみ減量の推進体制づくりを進めます。
- 生ごみなど食品廃棄物を減らすため、市民・事業者・市が連携した堆肥化の仕組みづくりについての研究や普及・啓発などの取組を進めます。また、本来食べられるのに廃棄される食品ロスの発生抑制に向けた普及・啓発を図ります。
- 資源の再利用や省資源化を促進するため、リサイクルに関する施設の整備や仕組みづくりを進めます。
- 集団回収奨励金交付制度の見直しなどにより、資源ごみのリサイクルを一層促します。
- 赤穂市消費者協会などと連携し、マイバッグの持参を促進し、マイクロプラスチックの原因にもなるレジ袋の利用の削減を図ります。
- 分別収集をより一層推進し、ごみの減量化と不燃物最終処分場の長期活用を図ります。
- パトロールの実施などにより不法投棄の防止の徹底を進めます。

② 産業廃棄物

- 工場・事業場などや建設工事などから発生する産業廃棄物について、発生抑制や再使用、再生利用（再資源化）などにより、処分される量を削減するよう指導します。
- パトロールの実施などにより不法投棄の防止の徹底を進めます。

2 広域的・地球的規模の環境への負荷を減らす

(1) 地球環境問題に対応する

- 代替フロンを含めたオゾン層破壊物質の使用量の削減とともに、フロンガスの適正な回収・処理を促します。
- 海域への汚濁負荷やマイクロプラスチックなどによる海洋汚染を防止するための取組を進めます。
- 循環型社会形成に関する各種取組など、化学物質の越境移動の防止に関する取組を進めます。
- 県内産木材の利用促進や森林整備の促進など、森林の荒廃防止に関する取組を進めます。
- 市内の生物多様性の維持など、野生生物種の減少の防止に関する取組について調査・研究します。

第2節 脱炭素社会への探求と適応のまち

－環境と成長の好循環－

近年、気候変動の影響は顕在化し、豪雨などによる自然災害の増加や暑熱による熱中症の増加、農業や水産業への影響など、暮らしや事業活動に影響を及ぼしつつあります。

世界中が脱炭素化社会に向け、舵を切っており、できるだけ地球温暖化の要因となっている温室効果ガス排出量の削減（緩和策）と生じる気候変動の影響に備え、適応する（適応策）ことの両輪を地域でも進めていく必要があります。

このため、脱炭素化社会へ転換していくための道筋の検討や気候変動の影響への備えのため、目標値を下記のとおり設定し、取組を進めます。目標値は、国や県の目標水準を目指すものとし、令和32（2050）年に向けては、脱炭素化を探求するものとします。

また、本市は、排出量の大部分を産業部門が占め、その多くをグローバルな影響を大きく受ける企業の排出量が占めるところから、それらの大企業を除いた中小企業および家庭部門、運輸部門、廃棄物部門の市の施策の影響が大きい部門と区別し、把握・分析を行い、施策検討を行います。

本節を、本市の地球温暖化対策の推進に関する法律に規定される地球温暖化対策実行計画として位置づけ、下記の温室効果ガス排出量目標値は、区域施策編における目標値とします。また、事務事業編における目標は、区域施策編の業務部門の水準を目指すものとし、公共施設の再編などの進捗を踏まえ、進行管理を行うものとします。

温室効果ガス排出量目標値

(万t-CO₂/yr)

	2013年度	2030年度目標	削減率
産業部門（※）	313	224	29%
業務部門	9	5	44%
家庭部門	8	5	38%
運輸部門	29	21	28%
廃棄物部門	1	1	0%
合計	360	256	29%

※産業部門にはエネルギー転換部門、工業プロセス部門を含む。

1 温室効果ガス排出量を削減する

(1) 省エネルギー化の推進

- 建築物の断熱性能向上は、日々のエネルギー消費削減につながることから、新築時または改築時に建築物の断熱性能を向上するよう啓発します。
- エネルギーに関する技術や制度が絶え間なく進歩していることから、市民・事業者へ情報提供します。
- 高効率機器の導入や遮熱対策などの取組を促します。
- ライフスタイルやビジネススタイルを見直し、エネルギーの無駄を省く取組を普及・啓発します。
- 公共施設において、更新時における断熱化・高効率機器の導入や日々の省エネ化を図ります。
- 廃棄物の発生抑制の推進により、廃棄物処理に関わる温室効果ガス排出の削減を進めます。

(2) 再生可能エネルギー導入の推進

- 事業所や家庭における再生可能エネルギーの導入を促します。
- 自社や自宅で再生可能エネルギーの導入が難しい場合でも、再生可能エネルギー由来のエネルギーを調達する方法について、国・県と連携し、情報提供します。
- 公共施設においても、再生可能エネルギー由来のエネルギー比率を高めることができるように検討します。

(3) まち全体における温室効果ガス削減の推進

- 徒歩・自転車の利用や公共交通機関の積極的な利用を進めます。また、自動車も更新時にPHVやEVなどの低公害車への転換を促します。
- 樹林、樹木の保全および緑化を行い、低炭素化のための取組を進めます。
- 県や関係団体と連携し、省エネルギー化や再生可能エネルギー導入に寄与する人材を育成します。

2 気候変動の影響への備えをする

(1) 地域への気候変動の影響を把握する

- 国や県などと連携し、地域への気候変動の影響について把握します。

(2) 気候変動の影響に関する情報発信などを行う

- 市民や事業者に対し、地域への気候変動の影響や適応策について、情報発信します。
- 市民や子どもたちが気候変動の影響について、学びを深める場を創出します。

第3節 自然と共生するまち 一生物多様性の維持一

私たちは、一人の人間として自然界で生活しています。しかし、近年、物質循環が壊れ、自然環境の破壊などが進んでいます。幸い、本市は豊かな自然環境が多く残されており多様な生物の生息環境が保全されています。

この豊かな自然を次世代に継承するため、自然と共生するまちを目指し、以下のとおり取り組みます。

1 自然の状況を把握する

(1) 自然状態を把握する

- 現在の自然環境を保全するため、自然環境調査を行い、生息環境を把握します。
- 市民参加による生物調査の実施など、市民団体などとの協働により自然の状態を把握します。気候変動が自然に及ぼす影響についてもあわせて把握します。
- 絶滅のおそれのある野生生物が見つかった場合は、そのモニタリング調査を行い、保全策を優先的に検討します。

(2) 情報を活用する

- 得られた情報をデータベース化し、生息環境などについての普及・啓発への活用など、適切な情報提供に努めます。

2 生物生息環境を守り育てる

(1) 生物生息環境を保全・創出する

- 国立公園や風致地区、保安林などの各法令に基づき保全を進め、生態系の豊かさを支える緑の保全を図ります。
- 生態系を維持する河川などの良好な水質の維持に努めます。
- 自然護岸などにより河川の水質浄化や地下水の浸透を図り水生生物の生態系を保全します。
- 生物生息環境にふさわしい水辺周辺の整備に努めます。
- 本市における生物生息環境全体の保全・創出方策に関して生物多様性地域戦略などの研究を進めます。

-
-
- 県と連携し、地域の実情に応じた野生鳥獣の個体数管理、被害管理、生息地管理を総合的に進める「ワイルドライフ・マネジメント（野生鳥獣の保護管理）」に取り組むことにより、農林業などへの被害軽減を図り、人と野生鳥獣との調和のとれた共存・共生を目指します。

(2) 水と緑の連続性を確保する

- グリーンベルトや公園・街路樹、河川などを生物の生息空間として活用することなどにより、水と緑の連続性によるビオトープ・ネットワークの創出を促します。
- 公共施設の緑化により生物の生息環境が確保できるよう配慮します。
- 住宅や工場・事業場などの緑化により生物の生息環境が確保できるよう配慮します。
- 田んぼのビオトープなど農地において生物の生息環境を確保するため、農薬の節減など環境保全型農業を促します。
- 水辺のビオトープとして、周辺の水路や休耕田などを含めた水田水系が活用できるよう配慮します。
- 干潟や藻場の保全を図り、河口域の生態系を保全します。

(3) 自然とふれあえるまちを創出する

- ふれあいの森や遊歩道の整備など、自然とふれあえる場の充実に努めます。
- 生物とふれあえる親水空間の整備に努めます。
- 市民参加による里山の維持管理の仕組みづくりを促進し、里山の保全とともに生態系の保全・創出に努めます。
- 生物の生息に配慮した市民農園の普及を通じて、市民の野生生物保護への关心と理解を高めます。
- 自然観察会の開催など、自然を大切にする心を育む環境学習を進めます。

(4) 生態系サービスを活用する

- 自然の恵み（生態系サービス）を活用する文化と意識の醸成を図るとともに、持続的に活用できるよう普及・啓発します。
- 森林環境譲与税を活用し、森林の多面的機能を発揮できるよう整備や木材活用を進めます。

3 開発などと自然との共生

- 大規模な土地の改変を伴うような開発などの際には、事業対象地およびその周辺の自然の状況が事前に調査・把握され、貴重な植生や生物をはじめとする生物の多様性に著しい影響が生じないよう指導します。
- 開発など事業後の自然の状態を把握し、自然への配慮が適切なものであったかどうかの検証および対策が行われるよう努めます。
- やむを得ず植物などが新たに移植される際には、地域遺伝子の攪乱などの影響への配慮がされるよう努めます。
- 山林緑化などにより開発跡地や裸地の自然回復が進むよう指導します。
- 水辺に隣接する開発に際しては、土砂の流出による生態系の破壊が生じないよう指導します。
- ほ場整備などが行われる際には、種子などを含んだ土を最終的に元に戻すなど生物に配慮した農業基盤の整備を図ります。

第4節 うるおいとやすらぎのあるまち

—多様で節度ある快適さの確保—

ライフスタイルが多様化するなかで「空気のきれいさ」「まちの静けさ」「まちのきれいさ」「みどりとのふれあい」などうるおいとやすらぎのあるまちづくりが望まれています。

このため、子どもたちや高齢者が安全で快適に生活できるよう質的充実に重点を置いた、うるおいとやすらぎのあるまちを目指し、以下のとおり取り組みます。

1 四季を感じられる音・香りのまちをつくる

(1) 四季を感じられる音環境をつくる

- 工場・事業場などや建設作業などからの騒音・振動について、監視・指導により抑制します。
- 工場・事業場などにおいて自主的な騒音・振動防止対策を指導します。
- 自動車交通による騒音を低減するため、関係機関との連携のもと幹線道路における低騒音型舗装の導入などの道路構造の改良を進めます。
- 日常生活における近隣騒音を防止するため、モラル、マナーなどを啓発します。

(2) 四季を感じられる香りの環境をつくる

- 工場・事業場などからの悪臭について、監視・指導により抑制します。
- 工場・事業場などにおいて自主的な悪臭防止対策を指導します。

2 緑豊かで水辺を活かしたまちをつくる

(1) 公園・緑地をより一層充実する

- 緑と身近にふれあう場として「緑の基本計画」に基づき、都市公園などの体系的整備を進めます。
- 国立公園や風致地区、保安林など法規制に基づき引き続き緑地の保全を図るとともに、緑豊かな山々を守り育てるために山林緑化を進めます。
- 市民の森とのふれあいを促進するため、ふれあいの森やハイキングコースの整備などを進めます。

(2) 緑化を進める

- 道路、公園などの公共施設の緑化により緑量を増やすとともに、地域の歴史など特性と調和する樹種を選定するなど質的充実を図ります。
- 普及啓発や助成制度の活用促進などにより、生け垣、壁面、駐車場など民有地の緑化を進めます。
- 市民の住宅を中心とした街かど、公園において、花や緑を増やすなどの取組を進めます。

(3) 水辺を活かす

- 加里屋川などの小河川の親水機能を充実し、日常的に水辺に親しむ空間づくりを進めます。
- 美しい海辺の保全のため、海水浴など観光・アウトドア利用に際してのマナーの徹底やごみ清掃などのボランティア活動を推奨するよう取組を進めます。

3 歴史・文化を活かしたまちをつくる

(1) 歴史・文化資源を守り・活かす

- 地域の多様な歴史文化遺産の掘り起こしに努め、情報提供することにより、歴史・文化を感じられるまちづくりに寄与します。
- 地域に根差した多様な歴史文化遺産の調査や整備を通じて活用を図り、これら貴重な資源を次世代へ継承します。

(2) 個性と魅力ある景観を形成する

- 赤穂市のシンボルとして赤穂城跡の整備を進めます。
- 文化的、歴史的な価値を有する坂越地区や加里屋地区のまち並みや旧備前街道沿道などに残る歴史的な建造物の保全を推進し、地域の魅力向上に努めます。
- 地域の協議会との連携や景観アドバイザー制度の活用などにより、市民との協働によるまち並みづくりを進めます。
- 工場・事業場などについては、工場緑化、形態、色彩など周辺環境と調和するよう誘導します。
- 市民や地域団体、ボランティア活動、企業など地域の多様な主体の協力・連携により、河川や水路、道路、公園、空き地など身近な環境の美化を進めます。

(3) 歩いて楽しいまちをつくる

- 歩行などを阻害する不法駐輪・放置自転車を防止する取組を進めます。
- ポイ捨てなどによるごみのないまち、捨て看板などの景観阻害物の除去など歩いて楽しむまちづくりに努めます。
- 歩行者のための街路照明を配置するなど、快適な街路空間を進めます。
- 歴史文化遺産の発信源としてサインなどを整備し、これらをつなぐ散策ルートを設定・整備し、歩いて楽しむまちづくりに努めます。

4 すべての人にやさしいまちをつくる

- 高齢者や障がいのある人、子どもたちを含め、すべての人が安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインを導入し、市内全域においてすべての人にやさしいまちをつくるよう努めます。
- ユニバーサル社会の実現に向け、段差や障壁の解消をはじめ、市民相互の助け合いの啓発などによる心のバリアフリーといった、すべてのバリアフリー化を進めます。
- 子どもたちが安全・快適に多様な自然にふれあえるように、幹線道路での歩車分離や生活道路での歩車共存などを行い、歩ける環境づくりを図ります。
- 暑熱対策など、新たな環境課題は子どもや高齢者などの社会的弱者から影響があらわれやすいことから、対象者へ情報が届くよう関係機関の連携を図り、普及・啓発を行います。

第5節 環境への取組を通じた活力のあるまち

－環境と産業との融合－

赤穂市は、農業、水産業などの第一次産業、製造業などの第二次産業、各種サービス業や観光業などの第三次産業など、多様な産業を有していますが、地球温暖化の防止や資源問題など、産業活動においても環境と相容れるものにすることが必要不可欠となっています。

このため、環境産業や環境を活かした産業の育成などを通じて、環境と産業とが融合し、相乗効果を生み出すようなまちを目指し、以下のとおり取り組みます。

1 環境を産業に活かす

(1) 歴史・文化の魅力を活かす

- 赤穂の歴史的・文化的環境の魅力を高め、観光業などに活用します。

(2) 自然の魅力を活かす

- 赤穂の自然の魅力を高め、海水浴や里山など森とのふれあいなどアウトドア関連産業に活用します。

2 環境に貢献する産業を育成する

(1) 環境の維持に貢献する産業を育成する

- 保水機能や生物の生息環境として環境上重要な役割を果たしている農地の維持に貢献する農業について、環境保全型農業の促進などと併せ振興を図ります。

(2) 健全な循環に貢献する産業を育成する

- 産業廃棄物の再生利用（再資源化）や適正な処理など、健全な循環に貢献する産業の適切な育成を図ります。

(3) その他環境対策に貢献する産業を育成する

- 環境に配慮した商品の普及・グリーン購入など環境への負荷の低減に貢献する産業の普及を図ります。
- 保有する技術を活かした環境産業への参入など、環境対策に貢献する産業の育成を図ります。

3 環境と産業の融合を支える仕組みづくり

(1) 環境に配慮した事業活動を促進する

- 事業者の環境負荷の低減などの取組を促進するため、環境マネジメントシステムの導入について情報提供を行い、導入に向けた支援を行います。
- 太陽光発電設備設置事業などの再生可能エネルギーを利用する事業活動であっても、地域環境と調和のとれたものとなるよう「赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」などの仕組みを適切に運用し、生活環境の保全を図ります。

(2) 環境変化に適応した事業活動を促進する

- 気候変動の影響や脱炭素化社会への加速など、環境変化に適応した事業活動を促します。

(3) 新たな社会経済の仕組みをつくる

- 産業活動が環境配慮型へと転換することを促進するため経済的手法について検討するとともに、国・県の動向などについて情報提供を行います。

第6節 環境に配慮した人・社会のまち

—みんなが環境に学び・ともに育む—

環境に配慮したまちづくりを進めるためには、私たち一人ひとりがどのような環境におかれているのかを知り、具体的な取組を実践する必要があります。

このため、環境学習などを通じて環境に配慮した人・社会が環境について楽しく学び・ともに育むまちを目指し、以下のとおり取り組みます。

1 ともに環境のこと学ぶ

(1) みんなで情報を共有する

- 環境に関する情報の収集、整理を行い、インターネットなど多様なメディアを通じた情報の提供を効果的に進めます。

(2) みんなで環境について学ぶ

- すべての人が環境学習に取り組めるような仕組みづくりと、学習をリードする地域人材の活用を図ります。
- 子どもの頃から環境づくりの活動に参加できるよう仕組みづくりを進めます。
- 環境家計簿など環境学習のための教材を充実し、活用します。
- 小学校の屋根全面改修時に太陽光発電などの教材となる施設を整備します。

2 ともに環境づくりに取り組むための仕組みづくり

(1) 取組のきっかけを提供する

- 環境づくりに関するワークショップや学習の場を提供し、環境に関する具体的な取組への市民や事業者の参加を促します。

(2) 自律と協働のための新たな仕組みをつくる

① 市民による環境意識の共有

- 市民による環境意識の共有化を図るため環境学習会を実施するなど、環境に対する共通認識の向上に努めます。

② 事業者の自主的な取組を促進する仕組みづくり

- 市と事業者との間で結ばれている環境保全協定について、事業者の自主的な取組の促進とすべての主体の協働の観点から隨時見直します。
- 公害防止協定や環境保全協定の締結企業とともに、これまで対象とならなかった事業者との新たな協働を展開するため、環境パートナーシップ登録制度を活用していきます。

③ 社会経済の仕組みづくり

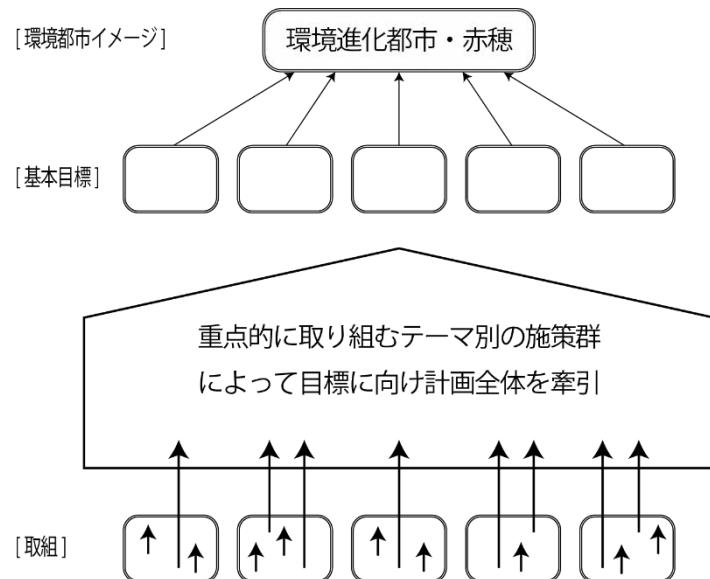
- 環境から享受する恵みを特定の主体のみが経済的利益として得ることの無いよう、地域で広く共有するための仕組みづくりを検討します。
- 社会全般が環境配慮型へと転換することを促進するため経済的手法を検討します。
- 地場産物の消費を拡大および環境への負荷を低減し、ひいては農業など地元産業の応援や農地などの環境資源の保全にもつながる「地産地消」を促します。

第4章 重点的に取り組むこと

第1節 重点的に取り組むこととは？

環境の都市イメージおよび基本目標の実現のためには、関連する各分野に広範にまたがる取組を総合的に推進するとともに、課題解決の緊急性、目標像を実現するまでの波及効果、実現可能性などを勘案し、施策間の優先順位をつけることが必要です。

このため、本計画においては、計画全体を牽引（リード）するものとして、今後、特に重点的に取り組んでいくことが望まれるテーマ別の施策群を推進します。



それぞれの重点施策テーマと基本目標・施策体系との関係は次のとおりです。

基本目標・施策体系 重点施策テーマ	1 最適消費と健全な循環のまち	2 脱炭素社会への探求と適応のまち	3 自然と共生するまち	4 うるおいとやすらぎのあるまち	5 環境への取組を通じた活力のあるまち	6 環境に配慮した人・社会のまち
1 清流千種川のために －上流域との広域連携－	◎		○			○
2 企業との協創の関係づくり －澄んだ空・美しい夕日－		◎			○	○
3 ぶらり赤穂のまち －歩いて・自転車で楽しいまちづくり－	○			◎	○	
4 足下からの地球温暖化対策 －協働のライフスタイル－		◎	○			◎
5 赤穂ゼロエミッション －最少負荷のまちへ－	◎	○			◎	○

(◎ : 特に関連がある ○ : 関連がある)

第2節 重点的に取り組むこと

1 清流千種川のためにー上流域との広域連携ー

(1) 環境基本計画戦略上のねらい

- 日本三大水道の一つである旧赤穂上水道の源であり、現在も環境面でさまざまな恵みをもたらしている千種川に関して、市民の千種川との関わりを深めます。
- 市域内にとどまらず広く千種川流域の環境の保全に貢献することにより、水環境に関する広域的な関わりの健全化を図ります。
- 以上の取組によって「清流千種川」のイメージの活用による赤穂市の環境上のアイデンティティを明確化します。

(2) 取組の方向

① 千種川に関する水辺文化を保全・育成します

- 風景や生物、市民の関わりなど、千種川に関する写真コンクールや川遊び、自然観察など、市民の千種川との関わりを深める機会を今後も提供していきます。
- 旧赤穂上水道や高瀬舟など、有形・無形両面での千種川の文化に関する環境資源について調査・活用します。

② 千種川の自然を保全・創出します

- 希少植物であるハマウツボや渡り鳥といった動植物の生息状況の把握など千種川の自然についての調査・研究を今後も継続して行います。
- 支流河川も含め工事区間の適切な設定や市民参加による魚の救出作戦など改修工事にあたって配慮します。
- 千種川の水質を定期的に調査し、水質の保全に努めます。

③ 広域連携のための仕組みづくりを考えます

- ボランティアの募集・派遣やクラウドファンディングなど多様な主体から広く経済的支援を集める仕組みを検討するとともに、千種川流域環境保全協議会などを通じて、流域の自治体と連携を図り、環境保全に取り組みます。

2 企業との協創の関係づくり－澄んだ空・美しい夕日－

(1) 環境基本計画戦略上のねらい

- 事業活動に関して環境効率性の向上など事業者の自主的な取組を促します。
- 公害防止協定や環境保全協定の協定企業とともに、これまで対象とならなかった事業者との協働を展開します。
- 環境に関する透明性を高め、主体間の環境コミュニケーション、信頼を高めます。
- これまで取り組んできた赤穂環境パートナーシップ登録制度により築いた信頼関係をさらに深化させ、新たな環境課題への対応策について、共に学び、協力していきます。

(2) 取組の方向

① 環境パートナーシップ登録制度を活かしたお互いが高めあう関係づくり

- 市内の主要製造業を中心に、平成 16（2004）年より運用している赤穂環境パートナーシップ登録制度を活かし、事業者と市とがお互い知恵を出し合いながら、新たな課題解決に向け、取り組みます。
 - ・登録事業者は、エネルギーの消費量に基づく二酸化炭素の排出量やごみの排出量などの環境への負荷や環境配慮に関する取組の実態、環境効率性について毎年環境報告書を提出します。
 - ・環境報告書を市の年次報告やホームページなどを通じて公表し、事業者の取組に関する努力についての主体間の認識を共有化します。
 - ・環境効率性などをもとに、努力目標を提示するとともに、事業者の努力を称え、市民・市の協働により表彰などを行います。
 - ・脱炭素化に向けた道筋の検討や気候変動影響への適応策、新たな課題（食品ロス、マイクロプラスチックなど）に関する勉強会を開催します。
 - ・令和 2（2020）年度現在、登録事業所数は 17 事業者であり、引き続き立地工場などに登録を呼びかけ、令和 12（2030）年度に 22 事業者の登録を目指します。

② 事業者の環境に関するネットワークの仕組みづくりを検討します

- 赤穂環境保全協議会など既存の団体を活用しつつ、商工会議所など関係機関と連携しながら、環境に関する情報交換や調査・研究を進めます。

3 ぶらり赤穂のまち一歩いて・自転車で楽しいまちづくり

(1) 環境基本計画戦略上のねらい

- 環境資源を活かす魅力のあるまちなみづくりの展開により、子どもたちに赤穂の歴史・文化に育まれた良好な環境を継承します。
- 歩行、自転車を重視したまちづくりにより、健康づくり、回遊・滞在型観光の展開、自動車交通による環境への負荷低減を進めます。
- 地域住民の地域に対する愛着を深めることにより、まちづくりへの取組のさらなる展開を図ります。

(2) 取組の方向

① 魅力ある自然環境を継承します

- 御崎地区のサクラやウメ、高雄地区のハマウツボ、有年地区のヒガンバナなど魅力ある自然環境（景観）を保全し、観光資源としても活用しながら、次世代へ継承します。
- ポイ捨てなどの不法投棄を防止し、捨て看板などの景観阻害物の除去を推進することで、景観を保全します。

② 歩行・自転車のネットワークを形成し、自動車を減らします

- 千種川サイクリングロードなど魅力ある歩行・自転車空間の形成のため、サイン・舗装などによるルート表示など、歩行、自転車のネットワークづくりを進めます。
- コミュニティバスや貸し自転車などの充実、乗り入れ規制やアイドリングストップに関するゾーン設定の可能性の検討など、自動車を減らすよう取り組みます。

4 足下からの地球温暖化対策－協働のライフスタイル－

(1) 環境基本計画戦略上のねらい

- すべての市民が、エネルギー消費や商品購入など日常生活の中で温室効果ガスを排出し、地球温暖化に直接的・間接的に荷担しているということを認識する必要があり、地球温暖化問題が身近な問題であることの理解を深めたうえで、持続可能なライフスタイルへ転換します。
- 打ち水、簾、グリーンカーテンの活用など、昔の知恵を活かした新たな持続可能な生活＝エコロジカルな生活に取り組むことにより、温室効果ガスをはじめとする環境への負荷を低減します。
- 旬のものが味わえ、「地場産品」への愛着心や安心感が深まるとともに、季節外の生産や輸送に伴うエネルギーの削減につながる「地産地消」を促します。

(2) 取組の方向

① 環境について学ぶ場や機会を提供します

- 日常生活の中で省エネルギーを推進するため、簡易版省エネ診断などの情報の提供、赤穂こどもエコクラブなどによる環境学習の機会の提供に努めます。また、赤穂こどもエコクラブについては、毎年小学4年生から6年生までを対象に30名程度の会員を募集し、年間を通じた環境学習を実施します。
- 地球温暖化の影響を反映するとも言われる生物と地球温暖化の関係について考える機会の提供に努めます。

② エコロジカルなライフスタイルを普及します

- 打ち水、簾、グリーンカーテンの活用など、昔ながらのエコロジカルなライフスタイルに取り組むことにより、家庭でできる温室効果ガス排出量の削減について普及に努めます。

③ 地産地消を促します

- フードマイレージ削減のため、原産地の確認、産地直売所の活用、赤穂産農水産物の市内学校給食への導入など、地産地消を促します。

④ 企業間の連携や新たな仕組みを促します

- 地球温暖化対策について、PPA事業など新たな企業間の連携の仕組みを促します。

-
-
- ⑤ 地球温暖化防止の観点からグリーン調達を進め、脱炭素化に向けたモデルを促します
 - 公共施設の電力調達における温室効果ガス排出係数の考慮など、地球温暖化防止の観点からグリーン調達を進めます。
 - 民間事業者などにおける市内の脱炭素化モデルを募集・表彰するなど、脱炭素化に向けた取組事例の情報提供を行い、脱炭素化を促します。

5 赤穂ゼロエミッションー最少負荷のまちへー

(1) 環境基本計画戦略上のねらい

- 国における循環型社会形成推進基本法や第三次循環型社会形成推進基本計画の制定およびこれに基づく 3R 推進の取組に対応し、廃棄物を極力少なくするための取組を進めます。
- 資源生産性の向上に努めることなどにより産業廃棄物の発生を極力少なくするとともに、これらの資源としての利用に努め、市内における産業廃棄物の再資源化を進めます。
- 現在、市内に民間事業者による産業廃棄物最終処分場の建設計画があり、多くの市民の関心を集めています。市としても、生活環境や自然環境の保全の観点から、適切に対応していきます。

(2) 取組の方向

① 家庭ごみや食品ロスを減らします

- 家庭から出る生ごみなどの食品廃棄物を減らすため、ごみの堆肥化の普及・啓発や市民・事業者・市が連携した食品ロスを減らす仕組みづくりについて研究し、取組を進めます。
- 生ごみの収集・運搬・焼却時の環境への負荷を減らすため、生ごみの水切りに関する普及・啓発します。

② 産業廃棄物の減量や再資源化を進めます

- 事業者との連携のもと、発生する廃棄物の減量や再使用に努めるとともに、産業廃棄物として排出されるものについては、できる限り市内での再資源化やエネルギー化を進めることにより、地域内での循環利用を推進し、ゼロエミッションの達成を目指します。
- 製造業の事業者などと連携し、資源生産性の向上に配慮した設計、原料調達、生産などに取り組むよう要請し、より高度な 3R を進めます。
- 街路や緑地などの樹木の剪定ごみについては、バイオマス資源として市内でのエネルギー化を進めます。

③ 環境対策に貢献する産業を育成します

- 環境に配慮した商品の販売を行う産業の普及を図り、環境への負荷低減に貢献します。
- 産業廃棄物の再生利用（再資源化）や適正な処理など、健全な循環に貢献する産業の育成を図ります。

第5章 計画を進めるために

1 計画の推進体制

『環境進化都市・赤穂』の実現のためには、市民・事業者・市が、各主体の役割を理解し、多様な取組を行うことが求められます。

赤穂市では、これまで地域環境や地球環境の保全について、環境基本計画に基づいて取り組み、その役割を市民・事業者・市が協働しパートナーシップを結ぶことで課題解決を図ってきました。

今後も、これまでの経緯を踏まえ、市民・事業者・市が協働し、各種の取組を展開していきます。

(1) 関係機関の役割

① 赤穂環境保全協議会・赤穂市環境パートナーシップ事業所登録制度審査会

赤穂環境保全協議会は、環境保全協定を締結している市内の大規模な製造業企業で構成されるもので、環境保全についての研究・情報共有を行っています。

また、赤穂市環境パートナーシップ事業所登録制度審査会は、環境保全に熱心に取り組む市内企業が市に登録・年次報告を行い、市がその企業努力を広くPRする赤穂環境パートナーシップ登録制度の審査機関で、登録企業の年次報告の評価および新規登録の審査を行っています。

本市においては、温室効果ガスをはじめとする環境への負荷の大半をこの赤穂環境保全協議会構成企業が占めているため、この赤穂環境保全協議会および赤穂市環境パートナーシップ事業所登録制度審査会と連携していきます。

② 環境審議会

赤穂市環境基本条例に基づき設置された審議会で、本市の環境の保全と創造に関する基本的事項の調査審議を行います。

(2) 国・県・周辺市町などの連携

令和32（2050）年度の超長期を展望する際、国や県と連携するとともに、周辺市町との広域連携も視野に入れた取組が求められます。特に環境税などの税制課題やエネルギー分野における制度の改善については、国や県などの一元的な対策により、取組を大幅に前進することができます。

本計画では国や県へ各種環境対策についての具体的な要望を提示するとともに、市町レベルでの広域連携による取組についても言及し、周辺市町と連携して持続可能な社会の構築に向けて取り組みます。

2 自律と協働による取組の展開

(1) 市民・事業者との自律と協働による取組

本計画は、市民・事業者・市がともに協働していかなければ推進することができません。

また、これから環境づくりにおいては、市民・事業者・市各主体自らが自律的に取り組むとともに、これらの主体が協働して取り組むことが必要です。

このため、各主体が共通認識を高めていくため、計画の進行状況や環境情報を共有し的確に把握し、定期的な点検、評価を行うとともに、各主体の支援および協働に取り組みます。

また、環境から享受する恵みの共有の視点から、地域環境権の明確化や恵みを共有するための仕組みづくりについて検討します。

(2) 事業者の自律

市と事業者との間で結ばれている環境保全協定についても、事業者の自主的な取組の促進とすべての主体の協働の観点から隨時見直します。

(3) 各主体の役割取組

各主体の役割は次に示すとおりです。

① 市の役割

(行政として)

○ 市は、この計画で掲げる目標の実現に向けて施策の推進に積極的に取り組みます。また、市民・事業者の取組を支援するとともに、市民・事業者との協力・連携を進めます。

(市内の大規模事業者として)

○ 市は、消費者・事業者として市内において大きな位置を占めていることから、他の主体の模範となるよう積極的に環境への配慮に努めます。

② 事業者の役割

(事業者として)

○ 事業者は、公害の防止、廃棄物の減量化・資源化および適正処理など事業活動に起因する環境への負荷の低減に取り組みます。また、環境管理・監査制度の導入や環境への負荷の少ない商品・技術の提供に努めます。

(企業市民として)

○ 地域における市民の取組の支援や協力・連携を図るなど、企業市民として地域の環境づくりに積極的に取り組みます。

③ 市民の役割

(個人・家庭人として)

- 市民は、エネルギーの消費による二酸化炭素の排出や製品の利用による廃棄物・有害物質の発生など自らの生活と環境との関わりについて認識を深め、環境への負荷を低減するためライフスタイルの転換に努めます。
- 家庭人として、環境への理解と認識を深め、伝承することに努めます。

(地域人として)

- 地域人として、まちづくりへの参加など、身近な環境をより良いものにしていく行動を自発的・積極的に行います。

(訪問地において)

- 勤務先や余暇活動地においても、エネルギーの消費やごみの発生などを減らすとともに、自然環境を傷つけず、訪問地の環境への負荷をなるべく少なくするよう行動します。
- 訪問地の環境をよく理解し、地域におけるまちづくりへの参加など、身近な環境をより良いものにしていく行動を自発的・積極的に行います。

④ 民間団体（自治会、NPO、その他公益活動団体など）の役割

- 公益的活動を行う民間団体は、環境づくりにおいても社会の多様なニーズに対応する社会的存在としてますますその重要性が高まっており、緑化、美化、リサイクル、環境学習・教育、啓発、調査研究などの活動に取り組むとともに、各主体と協力・連携を図ります。

⑤ 来訪者の役割

- 勤務や余暇活動による本市への来訪者も、エネルギーの消費やごみの発生などを減らすとともに、自然環境を傷つけず、本市の環境への負荷をなるべく少なくするよう行動することを望みます。
- 本市の環境をよく理解し、地域におけるまちづくりへの参加など、身近な環境をより良いものにしていく行動を自発的・積極的に行うことを望みます。

3 計画の進行管理

計画については、毎年発行する環境報告書「赤穂の環境」において、「赤穂市環境基本計画」の進捗状況や施策・事業の実施状況を市民に公表し、市民の意見や環境審議会の評価を次年度施策へと反映させるPDCAサイクルにより、進行管理を引き続き行っています。

(1) 数値目標と進行管理

本計画の目標やモニター指標の把握のためには、多くの統計的データが必要ですが、近年、個人情報保護の強化や規制緩和によって、データ取得が難しい状況になりつつあります。

しかしながら、実態をできるだけ正確に把握するためには、これらのデータが必要であるため、引き続き国などの関係機関に統計的データの提供について働きかけ、把握に努めています。

(2) 計画の見直し

本計画は、計画期間の最終年度にあたる令和12（2030）年度に、社会情勢の変化や国・県の動向を踏まえ、目標や基本的施策などについて見直します。

また、各取組については、計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直します。

用語解説

あ行

ISO14000 シリーズ

ISO（国際標準化機構（International Organization for Standardization））は、製品やサービスの国際取引を容易にすることを目的として、昭和22（1947）年に発足した組織で、製品などの国際規格を定めている。日本からは、日本工業標準調査会（JISC）が昭和27（1952）年に閣議了解に基づき加盟している。14000シリーズでは、企業の環境管理や環境監査などについてのルールづくりが図られている。

ICT（Information and Communication Technology）

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。人とインターネット、人と人がつながる技術（メールやチャット、通信販売の利用、ネット検索など）のこと。

IoT（Internet of Things）

人を使わざモノが自動的にインターネットにつながる技術のこと。自動運転やスマート家電のことをさす。

アイドリング

機械、特に自動車のエンジンを空転させること。県では、自動車に過度に依存する社会からの脱却を目指し、「環境の保全と創造に関する条例」において、不要なアイドリングの禁止（第72条）を定めている。

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた「産業廃棄物以外の廃棄物」。具体的には、家庭や食堂、商店、事務所などから排出される台所ごみ、紙くずなどのこと。

ESG 投資

企業活動における環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）を重視する投資手法。平成18（2006）年に国連環境計画・金融イニシアティブが責任投資原則（PRI）を提唱し、投資にあたりESGの配慮を求めており、これを機にESG投資が欧米を中心に急速に拡大している。

エコドライブ

停車中のアイドリングをしない、急加速や急発進をせず適正速度を守る、適切な整備をする、電車やバスの利用などにより車の利用を減らすなど、環境に配慮して自動車を利用すること。県ではエコドライビングを県民運動として進めている。

SDGs（Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載され、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。すべての主体に適用される普遍的な目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

NPO（Non Profit Organization）

法人格をもった、公共サービスをしている民

間非営利組織のことで、医療・福祉や環境保全、災害復興、地域興しなどさまざまな分野で活動する団体が含まれる。非営利の基本的な考え方では、収益を上げてもよいが個人に収益を分配してはないとされている。

オゾン層の破壊

オゾン層は、地球を取り巻く厚さ約20kmのオゾンを多く含む層で、生物に有害な紫外線の多くは、この層で吸収される。近年、フロンガスなどの影響により、オゾン層が破壊され、オゾンホールという現象が南極をはじめ、高・中緯度地域で毎年拡大している。このため、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。昭和62(1987)年にカナダで採択された、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」では、オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、当該物質の生産、消費および貿易が規制された。

温室効果ガス

二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、フロン類など、地球温暖化の原因とされるガス。私たちがエネルギーを大量に消費することによって、地球上の温室効果ガスを増加させ、地球温暖化を引き起こしている。

か行

カーボンリスク

気候変動に起因する非物理的な企業リスクの総称である。たとえば、気候変動に関連して、政策や規制の強化、省エネ技術の向上、省エネ製品市場の拡大、消費者の意識変化などが起れば、企業の収益動向やコスト構造に著しい影響を及ぼす可能性があり、それらへの対応によつては、企業経営にとって大きなリスクとなる。

環境家計簿

家庭を中心とした暮らしの中で環境に影響を及ぼす生活行動を自ら点検、診断することをおして、私たちの行動が環境に与える影響を改めて理解し、生活行動を環境に配慮した行動へと改善していく試み。

環境基本計画

環境基本法第15条に基づき平成6(1994)年12月16日に策定(閣議決定)された、政府における環境の保全に関する施策の基本的な方向を示す計画。平成30(2018)年4月17日に閣議決定された第五次環境基本計画では、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこと、また、地域の活力を最大限に發揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくことを示している。

環境基本法

平成5(1993)年に制定された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律。平成4(1992)年の国連環境開発会議(地球サミット)で合意したリオ宣言を前提に、3章46条と付則からなる。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つを定め、国、地方公共団体、事業者および国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

環境効率性

財やサービスの生産に伴って発生する環境への負荷に関わる概念であり、同じ機能・役割を果たす財やサービスの生産を比べた場合に、それに伴って発生する環境への負荷が小さければ、それだけ環境効率性が高いということになる。このコンセプトは、平成4（1992）年に設立された「持続可能な開発のための経済人会議」（BCSD）の宣言の中で生まれたものである。

環境保全型農業

農薬や化学肥料による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業をいう。なかでも有機農業は消費者の安全志向・自然志向に対応し取組が拡大している。

環境保全協定（公害防止協定）

地方自治体と一定規模以上の工場・事業場とが環境の保全や公害の防止に関する取組の内容について結ぶ協定。

環境への負荷

環境基本法では、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものと定義されている。汚染物質などが排出されることによるもの以外にも、動植物などの自然物が損なわれることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの、また、二酸化炭素のように徐々に蓄積して支障を招く可能性のあるものも含まれている。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく工場・事業場内の体制・手続きなど一連の仕組みをいう。

環境リスク

人の活動によって加えられる環境への負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれのこと。

吸収・固定

吸収とは、二酸化炭素などの温室効果ガスが他の物質に変化せずに海面などに吸収されること。一方、固定とは、化学変化などで他の物質に変わり植物などにとどまること。

クラウドファンディング

さまざまな取組やアイディアをインターネットサイト上で発表することで、その取組に共感した全国各地の人々から広く支援金を募ることができるとのサービスのこと。インターネットで支援を集めるとの性質上、取組自体の認知が広がっていくという効果もある。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質などだけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン購入は、環境保全型商品の市場を生み出し、製造者側に環境保全型商品の開発・供給のインセンティブを与えることになり、持続可能な社会経済システムにおける極めて重要な鍵を握っている。平成8（1996）年4月には、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体などによる「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な情報の収集・提供、ガイドラインの策定、意識啓発などが行われている。

また循環型社会の形成のため、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、平成12（2000）年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の

推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定された。

グリーン成長戦略

平成 24（2012）年閣議決定された日本再生戦略でグリーン成長戦略を最重要戦略に位置づけられた。日本再生戦略では、具体的な取組みとして、11 の成長戦略と 38 の重点施策を盛り込み、それぞれについて具体的な目標を掲げている。多様な分野でのエネルギー技術のイノベーションによる新産業の創出や産業構造の変化再生可能エネルギーの導入促進が掲げられた。

グリーンリカバリー

新型コロナウィルス感染拡大で打撃を受けた経済を復興させるにあたり、環境や社会より経済政策を優先させるのではなく、脱炭素に向けた気候変動対策をさらに推し進め、生態系や生物多様性の保全を通じて災害や感染症などに対してもよりレジリエントな（柔軟性がある）社会・経済モデルへと移行していくという考え方をいう。EU 首脳は令和 2（2020）年 7 月に復興計画案に合意した。

さ行

再生可能エネルギー

有限で枯渇する石油・石炭などの化石燃料と対比し、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光、太陽熱水力や風力、バイオマスなど。

里山

人里周辺の低山や丘陵。燃料・肥料・食料・生活資材などの調達など農業を営むのに必要な樹林で農地に続く森林、たやすく利用できる森林。植生からみると、人里近くの雑木林・アカマツ林などの各種二次林・小規模なスギヒノ

キ植林・竹林などがある。

産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および同施行令で定められた工場などの事業活動から出る廃棄物で、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類、建設廃材など 20 種類が指定されている。

持続可能な開発

「環境と開発に関する世界委員会（WCED）」が昭和 62（1987）年に初めて使用した概念で、目先の利益を追求した従来の価値観とは異なり、将来の世代の利益も含め環境を損なうことなく開発していくという考え方。

持続可能な開発のための教育（ESD）

世界には、環境、貧困、人権、平和、開発といったさまざまな問題があり、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことをを目指す学習や活動のこと。

CSR レポート

企業が、環境や社会問題などに対して企業は倫理的な責任を果たすべきであるとする CSR（企業の社会的責任）の考え方に基づいて行う、社会的な取組をまとめた報告書のこと。持続可能性報告書とも呼ばれる。

循環型社会

廃棄物などの発生抑制、循環資源の循環的な利用および適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会をいう。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会構築のための基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会基本計画の策定、その推進のための事項を定め循環型社会構築のための施策を総合的、計画的に推進し、現在および将来の国民の健康で文化的な生活を確保に寄与することを目的とした法律。

浸透ます

雨水が地中に浸透するよう穴をあけるなどした建築物や道路の側溝の雨水ます。

3R（スリーアール）

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。Reduce（リデュース）は、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。Reuse（リユース）は、使用済製品やその部品などを繰り返し使用すること。Recycle（リサイクル）は、廃棄物などを原材料やエネルギー源として有効利用すること。

生態系

地域に生息するすべての生物とそれらを取り囲む環境をまとめて、そこでの食物連鎖などに伴うさまざまな物質（炭素・窒素などの栄養物質など）やエネルギー（太陽エネルギーがもとになっている）の流れによって複雑に結ばれた体系として捉えたもの。

生態系サービス

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられており、これらの恵みを「生態系サービス」と呼ぶ。

食料、水などの「供給サービス」、大気質調整や気候調整の「調整サービス」、生息・生育

環境の提供の「生息・生育地サービス」、自然景観の保全や文化、芸術、デザインへのインスピレーションなどの「文化的サービス」がある。

生物多様性

生態系、種、遺伝子の3つの多様性を含したもので、さまざまな生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続いている状態。

ゼロエミッション

廃棄物や排熱の自然界への排出（エミッション）をゼロにすることをいう。具体的には一産業・社会部門における廃棄物・排熱を極力その中で再利用するとともに、他部門での活用を含め全体として廃棄物をなくすことである。

た行

太陽光発電

シリコンなどの半導体からなる太陽電池を用いて、太陽光エネルギーを直接電気に変換して利用するもの。

脱炭素化

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を防ぐため、石油や石炭などの化石燃料に代わる太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めたり、エネルギー消費量を削減したりすること。パリ協定で、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡させること」（ネットゼロエミッション）が目標として掲げられており、パリ協定以降、欧州をはじめ、企業や自治体などで令和32（2050）年までに脱炭素化に取り組む主体が増えつつある。

地域環境権

長野県飯田市が2013年4月に施行した「再生

可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」で、全国で初めて保障した権利。再生可能エネルギー資源から生まれるエネルギーを市民共有の財産と捉え、市民にはこれを優先的に活用して地域づくりをする権利があると定めたもの。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表面から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質をもち、この作用によって地表の気温が保たれている。人間活動による二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの温室効果ガス濃度の増加は地球の温暖化をもたらし、その結果、気候の変化、海面水位の上昇などが生じ、農業生産の地域特性が変化したり、低地が水没したり、地球各地の自然生態系が変化するなど環境および社会経済に大きな影響を及ぼすことになると懸念されている。

窒素酸化物（NO_x）

化石燃料などの燃焼時に、空気や燃料中に含まれる窒素が酸素と化合してできる一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）などのこと。物が燃えると必ず排出されるので、工場、家庭、自動車など、発生源は広範囲にわたる。二酸化窒素は呼吸器に影響を与えるため大気汚染に係る環境基準が設定されている。

低公害車・低公害型自動車

排気ガスを出さない、あるいはその量が少な

い、また騒音・振動も小さいといった公害の少ない自動車のこと、一方で、近年は地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量についても着目されている。このうち、低公害車は、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車など環境省が定めたものをさす。

透水性舗装

雨水を直接舗装体に浸透させ、舗装体の貯留および路床の浸透能力により、雨水を地中へ面状に分散浸透させる舗装。街路樹の育成、雨水流出抑制のほか、雨天時の歩行性の改善、交通騒音の低減効果もある。

都市・生活型公害

従来の産業活動に起因する公害に対し、都市化の進展、自動車の排出ガスによる大気汚染、自動車などの騒音、生活雑排水などによる中小河川の汚濁、近隣騒音など、都市の生活行動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害。

土壤

地表に近い有機物を含んだ土のことで、植物の育成、水の涵養など地球上の物質循環上重要な機能を有している。生成には長期の年月を必要とすることから、保全の必要性が高まりつつある。

は行

パートナーシップ

さまざまな違った立場の組織や人が自らの責任と役割を自覚し、互いの立場を尊重しながら共通の課題に取り組むための協力関係で結ばれること。

バリアフリー

障がいのある人や高齢者などが自立した生活を送れるように、都市環境や建築などの物理的な障害を取り除くこと。具体的には、公共の建築物や道路、個人の住宅などにおける車イスで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消などがあげられる。

ビオトープ (Biotope)

ドイツ語で「野生生物の生息空間（場所）」を意味する。主に生態学などで使われていたが、ドイツなどでの多数種の動植物の共同体である生物群集全体の生息空間を保全・育成する取組を通じて環境の分野や一般の間で注目を集めようになった。

フードマイレージ

平成6（1994）年に英国の消費者運動家ティム・ラング氏が提唱したといわれる考え方（元の用法は、Food Miles）。輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたものである。食料の生産地から食卓まで距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなる。フードマイレージの高い国ほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えることになる。

PPA (Power Purchase Agreement) 事業

需要家にとって初期コストや維持管理コストなしで発電設備などを設置できる新たな枠組み。PPA事業者は、事業者や個人の建物に太陽光発電設備などを設置するにあたり、初期投資、維持管理を実施し、所有権を保持し、事業者や個人はPPA事業者から再生可能エネルギーを購入する。事業者や個人はイニシャルを負担することなく、再生可能エネルギーの導入が可能であり、長期固定価格などにより電気代上昇リスクも低減する。

PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度

化学物質ごとに工場・事業場から環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政がそれを何らかの形で公表する制度。

PHV・EV (Plug-in Hybrid Vehicle・Electric Vehicle)

プラグインハイブリッド自動車、電気自動車のこと。エネルギー制約の高まり、地球温暖化対策の観点から、エネルギー効率やCO₂排出量に優れた性能を持つ、プラグインハイブリッド自動車や電気自動車への転換が進んでいる。

風致地区

都市の風致を維持するために「都市計画法」に基づき指定された地区。風致とは樹林地またはこれらと一体となった水辺地、もしくは、その状況がこれらに類する土地で良好な自然環境に富んだ土地の状況をいい、これらは、生活に潤いを与え緑豊かな環境をつくり出している。

都市計画法第8条、58条に基づき指定された都市の風致を維持するための地区で、建築物その他工作物の建築、宅地の造成ほか土地の形質の変更などが規制されている。

フロン

塩化フッ化炭素（クロロフルオロカーボン類）の日本での通称。かつてフレオンともよばれた。気体あるいは液体で毒性もほとんどなく、洗浄剤、冷媒、発泡剤などに使用されている。CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）に大きく分けられる。このうち、CFC、HCFCはオゾン層を破壊することで問題になっている。

ま行**マイクロプラスチック**

微細なプラスチックごみ(5mm以下)のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。平成27(2015)年G7エルマウ・サミット首脳宣言においても、海洋ごみ(とりわけプラスチック)が世界的な問題であることが確認された。

や行**ユニバーサル社会**

障がいの有無、年齢などにかかわらず、国民一人ひとりが、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に發揮し、もって国民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力に関係なく、できるだけ多くの人が利用可能であるように、製品、建物、空間などをデザイン(設計)すること。

ら行**ライフスタイル**

生活行動の様式・生活に対する価値観の型のことで、例えば、働き型・マイホーム型・レジヤー型などの類型をさす。

RE100

The Climate GroupとCDPによって運営される国際的な企業連合。使用する電力の100%を再生可能エネルギーにより発電された電力にすることに取り組む。RE100は電力消費量が一定量

以上の大手企業の枠組みであることに対し、日本では、中小企業などが参画する枠組みとして、再エネ100宣言 RE Actionが発足している。

わ行**ワイルドライフ・マネジメント**

科学的な調査・研究に基づき、「生息地管理」、「個体数管理」、「被害管理」を状況に応じて組み合わせ、「人」と「野生動物」と「自然環境(生息地)」の関係を適切に調整することにより、共存を図る手法。

ワークショップ

経験や立場、年齢の異なるさまざまな人々が参加し、組織の枠を超えた参加者の共同作業の中からある成果を創造する行為、活動。

赤穂市環境基本計画

発 行 日 令和3年3月
編 集・発 行 赤穂市市民部環境課
〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81
TEL (0791) 43-6821
FAX (0791) 43-6892
E-mail kankyo@city.ako.lg.jp
URL <http://www.city.ako.lg.jp/>
編 集 協 力 アルパック (株)地域計画建築研究所